

閣議決定事項一覧 及び 実施状況調査の結果(第2WG関係)

資料 2

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
I. 明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)							
1	環境・エネルギー分野での制度・規制改革	(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 ・工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当	太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。	経済産業省	工場立地法では、特定工場の新增設の際に一定比率以上の環境施設(緑地を含む)を整備することを求めている。平成22年1月から平成22年3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会で検討した結果、緑地は、アメニティ効果や景観向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光発電施設を緑地に加えることは適当ではないものの、緑地以外の環境施設に位置づけることが適当との結論に至った。同小委員会の検討結果を踏まえ、「工場立地法施行規則」(昭和49年3月29日 大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令 第1号)を改正し、太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけた。(平成22年6月30日施行)		
2	環境エネルギー分野での制度・規制改革	・地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し	工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内できるだけ早期に開始する。	経済産業省	「工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否か」に関しては、発電出力300kW未満かつ最高使用圧力が2メガパスカル未満等の汽力発電設備については、工事計画の届出及びボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう、「電気事業法施行規則」(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正。平成23年3月14日に公布・施行済み。 「地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできる限り早期に開始する。」とされた部分については、平成21年度中に技術的検討を開始し、平成22年度に調査を実施、その成果を踏まえ、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画の届出を不要とするように、現在技術基準等を平成23年度中に改正すべく作業中。	<残された課題> 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等の改正作業。	
II. 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)							
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)	一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。	平成22年度中措置	国土交通省	「河川法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第8号)にて実施済み(平成23年3月1日施行)。		
		慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのまま、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。	平成22年度中措置	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
		水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
4	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年度中措置	農林水産省	※「IV. 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.36参照
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)	風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。	平成22年度中検討	国土交通省	平成22年度中に事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、現段階では見直しを行わないこととしたが、引き続き、事業者との間で協議を進めていく予定。		
		大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省	平成23年3月25日に、事務連絡「風力発電機の大規模認定の審査にかかる標準期間について」により、大臣認定に係る標準期間(実績)は約1カ月であること、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示することを指定性能評価機関に周知したところ。		
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。	平成22年度中措置	国土交通省	平成23年3月25日に「太陽光発電設備に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を发出し、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を屋内的用途に供しないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	平成22年度中検討、結論を得次第措置	国土交通省、経済産業省	※「III. 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.16参照

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考	
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期					
7-1	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○地熱発電	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	※「Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.17参照	
		掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。	平成22年度中措置					閣議決定の内容について、平成22年8月23日に各都道府県あて文書により通知(「温泉法に基づく掘削の許可の申請等に当たり既存源泉の所有者等の同意書を求める方式の取扱いについて」)するとともに、都道府県が出席する会議においても周知しており、措置済みである。
		地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。	平成23年度検討・結論、結論を得次第措置					平成23年6月、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を立ち上げ、調査・検討に着手し、平成23年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。
7-2	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○風力発電	自然公園法施行規則第11条第11項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。	平成22年度中措置	環境省	平成23年3月31日、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を策定し公表。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13643			
7-3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○共通	再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rep/)として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイト公表した。平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(賦存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化した、ゾーニング情報の整備を進めており、その成果は平成24年度の早い時期に公表する予定。			
		国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置			平成22年4月1日の改正自然公園法施行時において通知(「国立公園の許可、届出等の取扱要領」)を発生し周知済みであるが、平成22年10月1日にも再度周知を行った。		
8	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省	※「Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.18参照	
9	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中措置	経済産業省	※「Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.26参照	
		例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。	例示基準策定後、速やかに措置	国土交通省	高圧ガス保安法に基づく許可により必要な安全性が確保され、騒音対策など、周辺市街地環境への配慮がなされた水素スタンドについて、建築基準法第48条に基づく例外許可にかかる技術的助言を発生した。(水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言発出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に進めているところ。			
		平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年中措置	総務省、経済産業省、国土交通省	(総務省、経済産業省、国土交通省) 関係省庁と連携して工程表(「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)を作成し、平成22年12月28日に公表した。現在、当該工程表に沿って、各項目ごとに検討等を行っているところ。			
10	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和	高速通信が可能となる2MHz~30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	総務省	PLCの屋外利用について、事業者からの提案等を確認のうえ、平成23年2月に情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会に高速電力線搬送通信設備作業班を設置し、平成23年度中に作業班としての結論を得ることを目標に、無線システムへの影響等の検証・検討を実施中。			
11	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省	※「Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.25参照	

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
12	コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化)	熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第62号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。	平成22年度中措置	国土交通省	熱供給導管の道路占用の取扱いについて、平成22年7月14日に各道路管理者へ事務連絡(「位置特定インフラ及び熱供給導管の道路占用の取扱いについて」)を发出し、周知したところ。		
13	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。	平成23年度中措置	経済産業省、国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 平成24年度中の施行に向けて、平成22年3月に経済産業省と国土交通省の共同で検討を開始し、これまでの設備毎の基準ではなく、建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準を平成23年度中に策定するべく、技術的検討を進めているところ。		
14	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	※「Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		No.19参照
		使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置		※「Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を参照。(実施時期を前倒し)		
15	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	容量1万kl以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	総務省	「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第13号)により、連続板厚測定を実施したタンクの開放検査の延長について制度化した。(平成23年4月1日施行)	<進んだ取組> 危険物規制事務担当者会議(平成23年3月開催)において、地方公共団体の担当者に対して制度改正概要を周知したところ。今後も様々な機会をとらえて制度改正概要を周知していく予定。	
		また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放検査の在り方について総合的に検討する。	平成22年度中検討開始		平成22年度に実施した「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」において、旧法タンクの保安検査周期の課題について議論されたところ。(平成22年12月)さらに、「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討会」を平成23年9月13日に発足し、旧法タンクの保安検査周期の課題のうち、基礎地盤の堅固さについて調査検討を進めているところ。		
Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)							
16	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省) 国土交通省において、「建築基準法施行令」を改正し、4mを超える太陽光発電設備については、建築基準法の工作物の対象外となった。それに伴い、「電気設備の技術基準の解釈」の関係部分を改正済み(平成23年7月1日改正、平成23年10月1日から適用)。 (国土交通省) 平成23年10月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示を施行し、建築物に該当しない太陽光発電設備については、他法令の規制を受けることをもって建築基準法の規制の対象となる工作物から除いたところ。(政令は平成23年3月30日公布、告示は平成23年9月30日公布)		No.6参照
17	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省	平成23年7月、地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会を立ち上げ、調査・検討に着手し、地熱発電を推進するため温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示すガイドラインについて審議中。今後、検討会においてガイドライン(案)をとりまとめ、中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会における意見聴取やパブリックコメントを実施し、平成23年度内に結論を出し、ガイドラインとして通知する予定。		No.7参照
18	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に結論、その後速やかに措置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正。平成23年6月30日公布、施行。これにより、太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力20キロワット未満のもの」から「出力50キロワット未満のもの」に拡大した。また、太陽電池発電設備以外の小規模分散型発電設備についても、平成23年3月14日の改正により、小水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲を、「出力10キロワット未満のもの」から「ダム・堰を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未満のもの」に拡大した。	<進んだ取組> 平成23年3月14日に一定の要件を満たす未利用エネルギーを活用した小型の水力発電設備及び汽力発電設備について電気事業法の規制の見直しを行うため、電気事業法第38条第2項、第43条第1項、第44条第5項、第48条第1項、第50条の2第3項及び第71条第2項の規定に基づき、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)について所要の改正を行った。同日公布・施行。 http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2011/230316-3.html	No.8参照
19	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 ②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	①平成22年度中検討・結論・措置 ②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途に結論、結論を得次第措置	環境省	①自社製品に付随して回収する程度他社製品についても認定の対象とすることとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正内容等を含めて、平成23年3月に「広域認定制度申請の手引き」の改訂を行った。 ②環境大臣の諮問(平成23年2月9日)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に設置された小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において平成23年3月31日から検討を開始し、現在、小委員会を月1回程度開催し、平成23年度内を目処に制度化の結論を得るべく検討をすすめているところ。		No.14参照

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
20	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	環境省	マニフェスト交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、既に全国統一的な様式を定めているところである。しかしながら、自治体によっては、当該事務の実施に当たり独自に条例を制定しているところもあることから、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、法定の統一様式の遵守について、改めて依頼したところ。		
21	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度措置	環境省	当該事項については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条(別表第2)及び第7条の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
22	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省	現在国が示している許可申請書の標準書式の使用について、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、改めて依頼したところ。また、一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合の許可の合理化については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条第1項の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
23	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省	当該事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の8の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
24	電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勧奨の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	「送電線の名称変更」、「送電方向の変更」についてもこれまでは届出の対象としていたが、平成22年9月に運用の弾力化を図り届出を不要とした。 なお、電気工作物に係る設置の場所の「区間」、「経由する発電所又は変電所の名称」等に関する更なる見直しについては、電気事業分科会制度環境小委員会にて検討後、電気事業法施行規則を改正(平成23年3月)した。		
25	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメーター制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月までに検討・結論	経済産業省	平成22年5月より「スマートメーター制度検討会」を立ち上げ、スマートメーター情報の取扱、スマートメーターの普及の観点から10回にわたり議論を行い、平成23年2月に報告書(「スマートメーター制度検討会報告書」)を取りまとめ、スマートメーターの基本要件、導入に向けた課題及び政府や電力会社等における今後の取組等について結論を得た。なお、スマートメーターと家庭内機器との通信インターフェースについて、標準化に向けた実務的な検討を開始している。	No.11参照	
26	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒しし、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	平成22年12月8日付けで公布・施行済み(「一般高圧ガス保安規制の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程(平成22・11・22原院第2号)」)。		No.9参照
27	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(港湾又は海岸保全区域における風力発電開発の推進)	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著しく影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、平成23年度早期に措置	国土交通省 農林水産省	(農林水産省、国土交通省) 【海岸保全区域における風力発電開発の推進】 海岸保全区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各都道府県知事に対し「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について(通知)」(平成23年6月30日付け農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省河川局長、港湾局長通知)を发出した。 (国土交通省) 【港湾における風力発電開発の推進】 港湾区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各港湾管理者に対し「港湾区域等における風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針の通知について」(平成23年6月30日付け国土交通省港湾局長通知)を发出した。		
28	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(事業用電気工作物に係る工事計画届出・審査等の手続の緩和)	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速やかに検討開始	経済産業省	平成22年12月8日に開催した第25回電力安全小委員会において検討を開始し、現在、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大に向けて、安全性についての技術的検討を実施中。今年度中に結論を得て、その後速やかに、必要な措置を講じる予定。	<残された課題> 関係省令の改正作業。	
29	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大)	技術進歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する観点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1m ³ /s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正、平成23年3月14日に公布・施行。これにより、水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力10キロワット未満のもの」から「ダム・堰を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未満のもの」に拡大した。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
30	住宅・ビル等における省エネ設備・新エネ設備の導入促進	新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省	(容積率緩和) ・公共団体の許可による容積率の緩和対象として、新エネ、省エネ設備について整理を行うとともに、太陽光パネルの設置された屋外駐車場等が対象となること及び手続きの迅速化について技術的助言を发出した。(建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言发出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に行っているところ。 (高さ算定) ・平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を发出し、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		
31	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電サービスに係る取扱ルールの明確化)	エコカーの普及を促進するため、充電サービスについて、消費者への提供方法(時間単位・電力量単位)等に係る取扱ルートを明確化し、平成22年度中に速やかに周知徹底する。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	充電サービスについては、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの敷地内において行われる場合については、現時点においても電気事業法の対象外と判断される。 なお、当該考え方については、平成22年11月に開催された電気事業分科会制度環境小委員会においても整理済みであり、当該資料をHPにおいて広く公開している。		
32	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電スタンドの設置規制の統一化)	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所(床面からの距離確保)及び管理体制(目視監視・監視カメラ設置)等について、地域により取扱いが異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の適用を明確化し、統一したルールを定める。	平成22年度検討開始、平成23年度中のできるだけ早期に結論・措置	総務省	「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を発足し、第1回(平成22年12月17日)、第2回(平成23年4月28日)を開催した後、実証実験を実施した上で、平成23年11月21日に開催した第3回検討会において、必要な安全対策のあり方について検討を行った。12月12日に開催する第4回検討会において結論を得た上で、当該結論を踏まえて、速やかに所要の措置を講ずる予定である。		
33	発電所のリプレースの際の環境影響評価の迅速化	火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、これらの事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討開始、平成23年度結論・措置	環境省	火力発電所のリプレースについて、専門家から成る「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」において検討し、環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を平成23年3月に取りまとめた。	<残された課題> 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」の周知に努める。	
34	小型発電機の系統連系に関する規定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(6.6kV))、設置する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト増に繋がっている。したがって、低圧連系できる電力の大きさの緩和、もしくは電力の大きさの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	経済産業省	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の見直しを行うための調査検討委員会を平成22年11月に開催。同委員会における検討に基づき、「ガイドラインの解釈」を平成23年3月に関係者に周知するとともにHPにて公表している。		
35	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の規制の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始	環境省	平成22年12月に、木質バイオマスをボイラー燃料として利用している施設を対象として、廃棄物処理法の規制が木質バイオマスの利用に与える支障等の実態調査を実施したところ。その結果、調査時点においては、廃棄物処理法が木質バイオマス利用の支障となっている具体的な事例は確認されなかった。(ほとんどの施設では木質バイオマスを購入しており、それらは廃棄物処理法の規制の対象となっていなかった。)今後、新たに支障となるような事例が発生した場合には、必要に応じて検討を行っていく。		
IV. 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)							
36	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中措置	農林水産省	平成22年10月29日付けで地方農政局長に対し「土地改良区が管理する施設に係る水力発電施設の設置の取扱いについて(平成22年10月29日付け22農振第1502号農林水産省農村振興局長通知)」を发出し、当該通知の趣旨を都道府県を通じて、土地改良区に周知したところ。		No.4参照
V. 規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)							
37	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、風力発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化調整区域における都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。	平成23年度中措置	国土交通省	開発許可制度の技術的助言である「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日付け国総民第9号)を改正(平成23年9月28日付け)し、風力発電機の付随施設である管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付随施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しない旨を明確にした。		
38	小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し	農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。	平成23年度中措置	国土交通省	手続の簡素化及び標準処理期間について、「総合特別区域法」(平成23年8月1日施行)にて対応済み。 また、「総合特別区域法の施行について(河川法の特例等関係)」(平成23年8月29日水管理・国土保全局長通知)にて、標準処理期間1ヶ月を目安とすることを河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
39	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。	平成23年度中検討・措置	経済産業省	「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、ダム水路主任技術者についても、電気主任技術者と同様に、自家用電気工作物については外部委託が可能となるように、内規改正作業中。平成23年度中に公布・施行予定。	<残された課題> 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正作業。	
40	緑化地域等における太陽光発電設備導入に係る取扱いの明確化	都市緑地法に基づく緑化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るためにも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の義務付けの適用を除外することが可能であることを周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
41	都市公園における地域冷暖房施設の取扱いの明確化	既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあっては、公園管理者(地方公共団体)と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		
42	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	(農林水産省) 事業者の利便性に配慮し、港湾区域(国土交通省所管)及び海岸保全区域(国土交通省、農林水産省所管)における手続きやルールの明確化・簡素化について平成23年6月に公表された指針を参考に、平成23年9月に「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針」(平成23年9月1日付け23水港第1538号水産庁長官通知)を策定・公表した。 また、本件に関し内閣府が行うフォローアップに協力していく。 (経済産業省) 平成23年5月に、経済産業省は、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置し、同8月、地区・街区レベルにおける熱の有効利用や、河川熱・下水熱・地下水熱等の未利用エネルギー熱の利用促進に関する制度整備に関する論点・検討の方向性を提言。 (国土交通省) ・下水熱の利用に係る標準下水道条例改正及びガイドライン策定について、平成23年度中の措置に向け、現在民間事業者や地方公共団体との調整中である。 ・海水熱を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化するため、現状調査を実施。 (環境省) 地中熱を利用した熱供給システムに関し、導入時、運転時の留意点、地盤環境への影響防止のために必要なモニタリング方法等について、有識者からなるクールシティ推進事業「地中熱等利用型」検討会で検討し、平成23年度末を目途にガイドラインを取りまとめる予定である。	(国土交通省) 【海水熱を利用した熱供給に関する進んだ取組】現状の把握 【海水熱を利用した熱供給に関する残された課題】手続きやルールを明確化する具体的な内容の検討	
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	(国土交通省) 資源エネルギー庁に平成23年5月に設置された「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」における検討結果等を踏まえ、平成23年度中に、河川水熱利用に係る通達の見直しを検討し、結論を得る。			
		また、これらの手続きやルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとす。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	(農林水産省) 上段参照 (経済産業省) 平成23年5月に、経済産業省は、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置し、同8月、地区・街区レベルにおける熱の有効利用や、河川熱・下水熱・地下水熱等の未利用エネルギー熱の利用促進に関する制度整備に関する論点・検討の方向性を提言。 (環境省) 経済産業省が立ち上げた熱エネルギーの有効利用に関する研究会に参画し、連携を図っている。			
43	潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化	自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を認める条例を制定する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。	平成23年度中措置	国土交通省	ガイドライン策定について、平成23年度中の措置に向け、現在関係業界団体や地方公共団体との調整中である。		
44	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業省、環境省	(経済産業省、環境省) 自治体に対して、温室効果ガス排出量等の報告に関して条例の制定又は改正を行う際には、事業者負担に配慮し、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律との整合性に留意いただくよう経済産業省及び環境省から自治体に対し、会議や面談の場で要請文を发出した。		
45	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	国土交通省	道路構造又は交通の安全に与える影響を勘案し、占用許可対象物件への追加の可否を検討中であり、平成23年度中に結論を得る。		
		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を紹介するなど、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。	平成23年度中措置	国土交通省	電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を調査中であり、平成23年度中に設置事例と併せ、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。		
46	電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の規制の緩和	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、電気自動車に係る急速充電器については、設置により契約種別が低圧から高圧に変更される場合や他の事業者が設置する場合には、新たな契約に際して追加的に発生する費用の負担の在り方・安全性の確保に配慮しつつ、同一敷地内において「複数の需給契約」が対応可能となるよう必要な見直しを行う。その上で、一般電気事業者に対して早期対応を促し、あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中結論、結論を得次第措置	経済産業省	現在、同一敷地内における複数契約を可能とするに当たって、追加的に必要となる引き込み線の費用負担の在り方、約款上の規定について、電気事業法上における制度的対応を含め検討中。なお、実施に当たっては、広く国民から意見を募る観点から、パブリックコメントに付し、平成23年度内に結論付ける予定。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
47	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	平成23年度中措置	公正取引委員会、経済産業省	(公正取引委員会、経済産業省) 国民から広く意見を伺うため、部分供給の取扱いを明確化するための資料についてパブリックコメントを実施した上で、国民に広く周知を行うため、経済産業省HPへの掲載を平成23年度中に実施する。		
48	マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の見直し	電気主任技術者の外部委託制度について、平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、マンション高圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討する。	平成23年度中調査開始、調査データを収集次第検討	経済産業省	平成23年度中に平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を開始し、調査データを収集し、検討しているところ。「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検の頻度を一般電気工物と同程度にするようにする予定。平成23年度中に公布・施行予定。	<残された課題> 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正作業。	
49	家庭用電気料金メニューの拡充	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、料金メニューの変更が可能な旨を周知し、電気自動車やスマートメーターも含めて需要家のニーズに柔軟に対応する観点から、新たな料金メニューの検討を促す。あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中措置	経済産業省	スマートメーターやこれを活用した柔軟な電気料金については、「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月エネルギー・環境会議)において、スマートメーターも活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ等の取組を維持・拡大する方針が示され、また、第3回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議(平成23年12月)において、「各電力会社が、季節別料金の供給約款メニュー化や選択約款における時間帯別料金の多様化、三段階料金の見直し等について検討を進めていくことが適当」と議論がされており、各電力会社に対しても検討を促している。		
50	低圧託送料金制度の創設	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、特定規模電気事業者又は特定電気事業者による再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から、低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第再生可能エネルギーの買取制度の導入と併せて措置	経済産業省	特定規模電気事業者、特定電気事業者が調達する電源について、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでは一般電気事業者のネットワーク利用(託送)が可能となるよう、託送供給約款、電気事業法上における制度的対応も含め検討中。なお、実施に当たっては、広く国民から意見を募る観点から、パブリックコメントに付す予定。		
51	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	平成23年度中検討・結論、措置	経済産業省、国土交通省	(経済産業省) 円滑な道路占用許可が行えるための方策について、現在、国土交通省と協議・検討中である。協議、検討結果を踏まえ、国土交通省から関係道路管理者に対して事務の取扱いについて通知するとともに、当該通知が道路管理者において周知徹底されるよう、平成23年度中に措置を講ずることとしている。 (国土交通省) 円滑に道路占用許可が受けられるための方策を現在、経済産業省と検討中であり、平成23年度中に結論を得る。その上で、道路管理者に対して当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組む。		
52	行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制	道路管理者が自ら道路の占用に関する工事(ガス工事・通信工事跡等)を行う際には、その費用負担について工事の落札状況に応じた適正な額となるよう留意する旨を平成20年3月に各道路管理者へ周知しているところ、当該通知以降、取扱いが適正に行われているかについて各道路管理者への調査を実施し、実態把握を行う。その上で、不適切な取扱いがなされている場合には速やかに改善策を講じる。	平成23年度中措置	国土交通省	平成20年3月の通知以降に道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行った場合の費用負担について調査したところ、事後精算を行っていない事例が散見されたため、当該通知の趣旨の理解を促すため、平成23年7月27日付けで、各道路管理者あて再度周知を行った。		
53	ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和	ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、運用の実態を踏まえた上で、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の託送料金算定方法(30年の適用等)を適用することが可能かどうか検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	ガス事業者のうち区域外導管を所有している者に対して、運用実態を確認し、区域外導管に関する減価償却費の償却年数について検討を行った。その結果、通常の託送供給料金算定と同様に、法人税法の定めによる減価償却年数(13年)とした場合には、供用開始後の数年間の託送料金が高額になると見込まれること、また、当該措置を行うことにより当該事業者の投資回収期間が長期化しても規制需要家への悪影響が回避できることについて、客観的・合理的に説明可能であれば、財務会計上用いている耐用年数とは異なる期間を採用して算定することは可能であるとの結論に至った。 しかしながら、区域外導管を所有する全てのガス事業者が本措置を望んでいるものではないことから、要望したガス事業者に対し、省令改正による対応ではなくガス事業法第22条第3項ただし書きによる特例承認により対応する旨の考え方を示したところ、当省の考え方に納得している。		
54	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生するバイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、措置	国土交通省	下水処理場におけるバイオガス製造について特定行政庁や関係省庁からのヒアリング等の実態調査を実施しているところ。その結果を踏まえ、下水処理場内のバイオガス製造工場の立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
55	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	○河川 ＜河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置＞ 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に 応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	国土交通省	河川の縦断占用に関するニーズ調査を実施するとともに治水上問題とならない要件を検討中。		
		また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論		二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて、文献調査を実施中。		
		○道路 ＜港湾施設としての道路＞ 社会インフラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件について、国土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論・措置		「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第67号)にて、港湾管理者に対して当該事務の取扱いを通知済である。		
		＜高速道路の占用許可要件＞ 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。	平成23年度中措置		高速道路におけるガスパイプラインの取扱いは一般道路等と同様の取扱いとなることについて、平成23年度中に関係道路管理者に対して周知する。		
		○公共用地等 ＜公共用地等における占用許可要件＞ 社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手続の円滑化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性等を考慮した占用許可の考え方を公園管理者(地方公共団体)に周知する。	平成23年度中措置		「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		
56	廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外	焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の活動実態、周辺環境への影響について調査を行い、その結果を踏まえ、立地について都市計画が関与する必要がなく、通常の工場と同等のものであるものについては、工場設置と同等の規制とする方向で検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省	焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設について処理工程や騒音等の周辺環境への影響等について実態把握のための調査を実施しているところ。その結果を踏まえ、都市計画が関与する必要があるかどうかについて関係部局と検討を行い、結論を得た上で、速やかに措置する。		
VI. 規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)							
57	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化	残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、都道府県へ左記内容を改めて周知したところ。	ブロック会議における周知の他、平成23年11月28日～12月2日に開催される保安林解除及び林地開発許可研修等においても、左記内容について都道府県及び森林管理局担当者に説明し、更なる周知を図った。	
58	国有林野における許可要件・基準の見直し①	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。	平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とすること、また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことについて通知改正案を検討中であり、平成23年度中に通知を改正する。		
		あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。	全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置		貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加することについて通知の改正に向け、再生可能エネルギー特別措置法関連政省令の制定内容を確認中である。再生可能エネルギー特別措置法関連政省令の制定内容を確認後、平成23年度中に通知を改正する。		
		また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。	平成23年度中措置		また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることについて通知改正案を検討中であり、平成23年度中に通知を改正する。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
59	国有林野における許可要件・基準の見直し②	再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。	平成23年度中検討・結論	財務省、農林水産省	(財務省) 経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう検討中。平成23年度中に結論を出す。 (農林水産省) 「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)に沿って、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省により検討中であり、平成23年度中に整理を行う。		
60	保安林における許可要件・基準の見直し	保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。	平成23年度中手法整理、平成24年度以降順次実施	農林水産省	保安林の指定状況等について、森林計画担当部局や都道府県等と意見交換を行いつつ、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立時に、再精査する手法を検討している。今後、平成23年度中に検討結果を取りまとめ、都道府県へ通知するとともに、平成24年度以降の地域森林計画等の樹立に併せて、全国各地で順次再精査を実施する。 なお、平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、検討の方向について周知したところ。		
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。	法制化後、措置		平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、左記内容や、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令の制定等にあわせて保安林に係る運用について通知する予定である旨を周知した。 今後、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令等にあわせて、「公益上の理由」による解除の取扱いについて通知する。		
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。	平成23年度中検討開始、平成24年度措置		これまでに、保安林解除や作業許可により再生可能エネルギー施設を設置した事例について把握、整理してきたところ。また、再生可能エネルギー施設のために保安林を解除する場合に、他に適地を求め得ない区域を確認する範囲等について、都道府県に事務処理上の扱いに係る調査への協力を依頼したほか、実情を踏まえた運用に係る留意点を整理することを検討している。	平成23年度中に都道府県等に対し聴き取り調査等を行い、その結果等を踏まえ、平成24年度に留意事項を整理の上、都道府県実務担当者会議等を通じて都道府県へ周知する。	
61	農地における開発に係る取扱いの周知①	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
62	農地における開発に係る取扱いの周知②	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
63	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
64	農地法面を活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	平成23年度中措置	農林水産省	太陽光発電施設設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
65	補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討	補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。 (a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。 (b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする(財産処分する)場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求めらなければならないこと、(ii) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求めらなければならないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。 (c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けなければならないこと。	平成23年度中措置	財務省及び関係省庁	(財務省) 左記の補助金等適正化法における収益納付や補助財産の転用等に係る内容について、各省庁との間において確認できた。	(財務省) 今後、各省庁から本件に係る照会があった場合には、本閣議決定の趣旨を確認する。	
		各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等を把握した上で、上記解釈にのっとり、各省庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。	平成23年度中措置		(内閣府)検討中 (消費者庁) 消費者庁所管の「地方消費者行政活性化基金」については、基金の取り崩し期限を1年延長し、平成24年度までとした。本交付金の返還については、交付要綱において、基金の最終年度に余剰がある場合には国庫に返納する旨、規定している。 (警察庁) 警察庁関連補助金要綱においては、収益納付及び財産処分に係る補助金返還についての規定を設けていない。 (金融庁) 上記(a)について 金融庁所管の当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、事業により利益を生じる性質のものではないため、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないことから、収益納付の条件は附していない。 上記(b)について 当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、補助事業により取得する財産又は効用の増加する財産はない。 上記(c)について 当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は被災債務者の弁護士費用等の補助であり、財産の取得は含まれていないことから、補助金交付要綱に収益納付に係る規定及び財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けていない。 上記理由により、補助金交付要綱に収益納付に係る規定は設けていない。また、補助金返還に係る規定については、補助金適正化法などの規定に基づく金融庁長官の処分に違反した場合等に限られる (総務省) 補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討中。平成23年度中に、検討結果を踏まえて、必要に応じ各補助金等の交付要綱への反映を行う予定。 (外務省) 当省が執行している補助金等交付要綱の運用状況を確認したところ、収益や財産処分に伴う収入の国庫納付に関し、財産処分制限を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠する期間内のみと規定していたり、ある一定金額以上のもののみと規定している等、その全てに国庫納付を義務づけるような規定となっておらず、補助金等の本来の目的の達成を阻害しないかどうかの観点から、当省では各案件毎に事業の性質等を勘案し、補助金の適正な執行管理の観点や国庫納付を求めるなどの必要性を確認する執行管理を行ってきており、これは左記解釈にのっとりたものと考えられ、今後も引き続き同様の執行を行っていききたい。 (財務省) 現行、財務省が所管する補助金等に係る交付要綱においては、収益納付についての規定はなく、補助金返還等については、検討した結果、補助金等の本来の目的の達成を阻害するものとはなっていない。 (文部科学省) 収益納付や返還義務に係る運用実態の把握方法や、補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定のあり方について検討中です。 (厚生労働省) 閣議決定を踏まえ、個別事案に応じ適切に対応することとしている。	(外務省) 実施状況のとおり、これまでどおりの執行管理を行っていききたい。 (財務省) 今後、新規に補助金等に係る交付要綱を策定する場合には、閣議決定に基づき、適切な執行と運用に努める。 (環境省) 運用において既に適正な措置がなされていると判断する。	

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
65					<p>(農林水産省) 収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討中である。平成23年度中に、検討結果を踏まえて必要な措置を取る予定である。 (経済産業省)収益納付等の規定のあり方について閣議決定を踏まえ現在検討中であり、検討結果を踏まえ23年度中に必要な措置をとる予定。 (国土交通省)検討中 (環境省) 上記(a)収益納付条件については現状の運用においてすべての補助事業等に対し条件を附しておらず、個別事案の審査において、私益として調整を図る必要がある場合についてのみ対応しており調査内容については措置済みであると判断する。 上記(b)補助事業により取得した財産の処分にあっても同様に補助金等適正化法第22条に準じて、また「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」による弾力的な運用しており、交付目的に反しない限りにおいて補助金の返還を必須としているものではない。よって個別事案を総合的に判断して運用していることから調査内容については措置済みであると判断する。 上記(c)交付要綱については補助目的、補助事業者の性質を総合的に判断して作成しており、調査内容については措置済みであると判断する。 上記解釈にのっとり、規定における指摘事案の要否については適宜、各要綱において適正に運用しているところである。 また関係各省庁間における情報共有については個別に行っているところである。 (防衛省) 防衛省の基地周辺対策に係る補助金等は、障害の防止・軽減・緩和を図ることを目的としているものであり、収益納付条件を附することが馴染まないため、補助金等交付要綱等に収益納付条件の規定を設けていない。よって、上記(a)、(b)及び(c)の収益納付に関しては該当が無い。 また、財産処分に伴う収入の国庫納付条件については、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(20.7.28付地協第8930号(局長通知))」により、有償の譲渡・貸付の場合などを除き、国庫納付条件を設けないこととしており、現時点において必要最小限の条件としていることから、更なる補助金等交付要綱改正等は要しない。</p>		
66	発電水利権許可手続の合理化	小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。	平成23年度中検討開始	国土交通省	海外事例等について情報収集を行うなど検討開始済み。河川環境に与える影響度について検討の方向性をとりまとめ、詳細検討を実施していく予定。検討結果を取りまとめた上で、最終的な結論を得る予定。		
		小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。	平成23年度中措置		周知に関する具体的な内容について、省内にて検討中。関係各機関との調整を経た後、平成24年3月中に発出予定。		
		河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。	平成23年度中検討開始、早期に結論		現地調査を行うなど、構造上の基準について検討開始済み。今後、治水上の支障の有無などについて検討し、検討結果を取りまとめた上で、最終的な結論を得る予定。		
		発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。	平成23年度中措置		窓口業務について、省内にて検討中。関係各機関との調整を経た後、平成24年3月中に設置し、記者発表を行う予定。		
67	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化	周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設備や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。	平成23年度中措置	環境省	平成23年7月29日、通知を発出し周知。		
68	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足りる旨、周知徹底する。	平成23年度中措置	農林水産省	農地の一時転用許可の取扱いについては、農地法第4条第2項、同項第5号及び同法施行令第10条第1号イ並びに同法第5条第2項、同項第5号及び同法施行規則第18条第1号イに規定されていることから、許可権者である国や都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地転用制度実務研修会(平成23年10月))や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年1月開催予定))等の機会を捉えて周知徹底する。		
69	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②	ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。	平成23年度中措置	農林水産省	ガス事業法によるガス工作物の設置に係る農業振興地域制度の取扱いについては、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号及び同法施行規則第37条第28号に規定されていることから、許可権者である都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地転用制度実務研修会(平成23年10月))や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年1月開催予定))等の機会を捉えて周知徹底する。		
70	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度結論、結論を得次第措置	総務省	学識経験者、消防機関や関係業界団体を代表する者等から構成される「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に係る検討会」を発足し、平成23年8月9日に第1回を、平成23年9月14日に第2回を、平成23年11月17日に第3回検討会を開催し、リチウムイオン電池の火災危険性について実証実験を行うとともに、その結果を踏まえた危険物施設等の安全対策のあり方について検討を行った。平成23年12月5日の第4回検討会において結論を得た上で、当該結論を踏まえて速やかに所要の措置を講ずる予定である。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。

閣議決定事項一覧(第2WG関係)				所管省庁	規制・制度改革の実施状況(各省回答)	進んだ取組・残された課題(各省回答)	備考
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期				
71	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。	平成23年度中結論・措置	農林水産省	農業用道路の占用許可要件等について、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となるよう、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを平成23年度中に通知する予定である。	左記通知を発送した後、国、都道府県に対して、担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
72	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が促進されるよう検討を行う。	平成24年度中検討開始、平成25年度中結論	農林水産省、環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。		
73	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施	排出事業者からあらかじめ、再受託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。	平成23年度中措置	環境省	平成23年度中に現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う予定。		
74	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。		
75	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見を踏まえ、必要に応じて検討を行う。	平成23年度開始	環境省	地方自治体、一般廃棄物処理業者等からの意見聴取を行うための調整を行っているところ。		
76	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。		
77	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するため、平成23年10月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置したところ。当該検討委員会において、微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等についても議論することとしている。		
78	自然的要因による汚染土壌の取扱いの見直し	自然的要因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。	平成23年度中措置	環境省	地方公共団体や事業者等の意見を踏まえながら、土壌汚染対策法施行規則を改正し、平成23年7月8日に公布・施行した。本改正により、自然的条件から見て土壌が汚染されているおそれがあると認められるときは、 ① 土壌汚染状況調査について、従来の調査方法とは異なる特例を設けるとともに、 ② 土壌汚染状況調査の過程を省略した場合における汚染状態の評価の特例を設けた。 また、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域を設定し、当区域に指定された場合、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととした。 本改正については、地方公共団体に通知するとともに、報道発表を行った。	改正内容が円滑かつ適切に施行されるため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(通知)」を改正するとともに(平成23年7月8日)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を改訂した(平成23年8月2日)。 また、既に自然由来特例区域に指定された事例等の調査を行い、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用してもらうための手引き書を作成することとしている。	
		また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。	平成23年度以降逐次実施		平成23年7月8日に施行した土壌汚染対策法施行規則の内容について、円滑かつ適切に施行されているかを把握するため、平成23年12月から、地方公共団体や事業者を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施しているところである。		

注)原則として、平成23年11月30日時点の実施状況等である。